

# 令和5年度 部活動計画

仙台市立寺岡中学校

本計画は本校の部活動全体（運動部活動・文化部活動の双方）について包括的に定めるものである。令和4年12月、スポーツ庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」、及び令和2年9月「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」、令和4年4月、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、平成29年12月26日、文部科学省の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」から「部活動は学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務」等、今後の部活動地域移行と、教員の長時間勤務是正の観点を踏まえながらも、部活動における生徒の自主性や望ましい人間形成の育成、健康や安全に配慮した活動を図れるよう、本計画を策定する。

## 1. 指導について

- (1) 部活動に加入することで、より自己の個性を伸ばすことができるように支援する。
- (2) 部活動は、教育課程外ではあるが、教育活動の一環として実施されるため、監督（コーチ・顧問）である前に教師であることを自覚するとともに体罰・不適切な発言指導とならないようにコンプライアンスにも留意する。
- (3) 顧問は、できる限り生徒の掌握を図ること。

## 2. 指導目標

- (1) 生徒活動の一環として、生徒の自主的活動を通して、望ましい人間関係の形成を図り、寺岡中学生としての連携感を高めさせる。
- (2) 学年の枠を超えて趣味や特技を生かして、個性を發揮し、練習や活動を通して体力や精神面の向上を図り、技術の習得に努めさせる。
- (3) 集団活動を通して、ルールやマナーを身に付けさせ、主体的・協力的態度を育成する。

## 3. 顧問の設置について

- (1) 学校長の顧問要請を受け、それを受諾した教員のみが顧問を担当することができる。顧問は強制されない。また、部活動顧問を決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施がなされるよう、適切な学校体制を構築する。
  - ※1 「学習指導要領、第1章総則、第5学校運営上の留意事項」より、部活動は教育課程外の教育活動と定義されているため、職務・校務ではないこと。
  - ※2 令和2年9月「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」より、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置付けられていると定義されていること。
  - ※3 令和4年12月、スポーツ庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、1適切な運営のための体制整備、(2)指導・運営に係る体制の構築」より、校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築すると定義されていること。

## 4. 部の種類・担当と教室

No.	部名	顧問名	活動場所	集会場所	条件等
1	野球		校庭		*男女
2	サッカー		校庭		男女
3	ソフトテニス(男)		テニスコート		男女

4	ソフトテニス(女)		テニスコート	
5	陸上		校庭・多目的	男女
6	バレーボール		体育館	女子
7	バスケットボール(男)		体育館	男女
8	バスケットボール(女)		体育館	
9	卓球		体育館	男女
10	剣道		武道館	男女
11	吹奏楽		音楽室・各教室	男女
12	美術		美術室	男女
13	総合文化部			男女

○常設の部活動以外の競技（水泳、体操、スキー、スケート、柔道等）の大会引率等は，できる限り控え，令和8年度からは行わない予定である。

※令和6年2月に全校生徒及び小学校1～6年生全保護者へ文章で周知予定。

## 5. 活動時間・活動規定

- (1) 各部活動は原則として，顧問の指導の下で行うものとする。
- (2) 出張等で顧問不在の場合は活動なし。ただし，顧問からの代行依頼があり，依頼のあった教員が承諾した場合については例外とする。
- (3) 活動に際しては以下（4）の下校時間をしっかり守ることとする。
- (4) 平日は原則として16：30活動終了，16：45下校完了とする。活動終了とはミーティング等を含むものとし，活動終了後から下校完了までがミーティング時間ではないこと。
- (5) 各部の1日の練習時間は原則2時間程度（程度とは準備・片付け含め+30分以内）とする
- (6) 土日連休については，原則として1日は，平日は少なくとも1日，週2日以上活動をしない日とする。
- (7) 毎週木曜日を完全休養日とする。行事等の関係で木曜日以外の設定される場合もある。
- (8) 長期休業中の土日，祝日，秋季休業日，代休，学校閉庁日，また市教委からの指示があった日は部活動中止とする。
- (9) 各部に必ず生徒部長を1名置くものとする。
- (10) 放課後の活動における優先順位は①生徒（指導）に関わること，②授業や教科に関わること，③生徒会や専門委員会に関わること，④学年における実行委員や作業に関わること，⑤部活動の順とする。
- (11) 中総体や新人大会等に向けた強化期間は設けない。
- (12) 活動に当たっては下記のこと十分に注意すること。
  - 怪我や事故のないように十分注意し，安全な活動をすること。
  - 活動場所，活動用具は常に整備しておくこと。
  - 活動後にはしっかりとあいさつを行い，顧問に報告すること。
  - 終了時間，下校時間を必ず守らせること。
- (13) 活動時の服装については，学校指定の運動着，または各部指定の練習着とする。
- (14) 事故発生時は，顧問は保護者及び病院や関係機関への連絡と対応を迅速に行う。
  - ※1 首から上の怪我については必ず病院へ。必ず，教員（顧問）について行くこと。
  - ※2 管理職や学年，担任へも「連絡・報告・相談」を行うこと。

## 6 早朝練習および活動延長について

- (1) 早朝練習
  - 1) 原則として朝練習は行わないものとする。
  - 2) 「\*ハイシーズン」に設定した期間は，以下の規定に基づき，ある程度連続した早朝練習を実施することができる。ただし，休養日は必ず設定すること。

- ①早朝練習に時間は、7：30～8：05までとする。
- ②早朝練習が許可された部は、実施期間（計画）、場所等を事前に職員全体へ周知する。

【「\*ハイシーズン」の定義】

「中学校体育連盟が主催する中総体や新人大会と、中学校体育連盟が共催する大会」の1ヶ月前からハイシーズンを設定することができる。ただし、ハイシーズン設定は、年間でも最大3回までとする。

- ③気象状況や諸会議、委員会等で放課後の練習時間が著しく確保が難しい場合、また優先される上位大会進出などの条件に当てはまる場合については、学校長の了承を得てハイシーズン以外の早朝練習を認める。
- 3) 早朝練習を行う部については、顧問が所定の用紙（早朝練習届）に記入し、学校長に届け出て許可を得るものとする。また、事前に保護者に対して、早朝練習についての同意書を提出させるものとする。
- 4) 生徒の登校は、最大でも活動開始15分前とする。
- 5) 顧問が不在の場合は、鍵の受け渡しは行わない。顧問が直接鍵の管理を行う。

(2) 放課後における活動時間の延長

- 1) 各部は顧問がつくことができること。また、保護者の了承を得た生徒に限り、\*表1の範囲内で放課後の活動時間を延長することができる。

\*表1

月	4月から10月まで	11月から2月まで	3月
活動終了時刻	18：15	17：15	17：45
下校完了時刻	18：30	17：30	18：00

- 2) 活動延長を行う部については、顧問が所定の用紙（延長届）に記入し、学校長に届け出て許可を得るものとする。また、事前に保護者に対して、活動時間延長について承諾書を提出してもらう。保護者が承諾した生徒のみが延長時間まで活動できるものとする。
- 3) 午前授業や短縮授業時は、帰りの会終了から3時間を完全下校と設定する。  
※15分移動+2時間30分（前後のミーティング含む）+15分の下校移動
- 4) 1年生の活動は、中総体前までは、16：45終了とする。ただし、選手の場合（入学前にクラブ活動経験者や部員減少の事情により出場せざるを得ないとき）は、保護者の同意と学校長の承諾を得て、延長（17：20終了・17：30完全下校）して活動させてもよい。また、土日についても保護者の同意と学校長の了承があれば活動させてもよい。活動させる場合は、その当該顧問が事前に職員へ周知する。

(3) 早朝練習については、次のことに留意すること

- 1) 早朝練習については、登校時刻を徹底して守らせる。朝の会に遅れることがないようにすること。遅れた場合については、早朝練習を中止する。
- 2) 服装（身だしなみ）を徹底させる。
- (4) 放課後における部活動延長については、次のことに留意すること。
  - 1) 上記5. 活動時間・活動規定に則り実施すること。
  - 2) 登下校時の事故、事件に十分に注意させること。

7. 部活動中止について

- (1) 中間考査前4日間、期末考査5日前と定期考査期間中、実力考査1日前から活動を中止する。
- (2) 早朝練習についても同様とする。（実力考査当日の早朝練習は中止）
- (3) 大会を控えている部は例外として上記（1）に当てはまらないものとし、学校長の許可を得て活動ができるものとする。またその際は保護者の同意を得て活動することとする。
  - 1) 大会やコンクールについては、中体連主催（共催）、文化部は連盟主催（共催）及び学校行事や地域行事に関わるものとする。

- 2) 保護者の了承を得た最小限の生徒のみの活動を学校長の承諾を得る。
- 3) 中止期間の活動は、大会（コンクール）、行事等の3日前からとする。
- (4) 以下の会議等がある場合は部活動を中止する。
  - ・職員会議
  - ・教科・教科外研究会
  - ・職員研修
  - ・学校が指定した日
  - ・顧問不在時
  - ・顧問が中止と定める日
  - ・長期休業中の土日祝日
  - ・臨時で会議を要する場合
  - ・流感等により学校長が活動不相当と判断した場合
 ※副教材販売や集金など、金銭を扱う場合は、早朝練習を中止とする。
- (5) 部活動全般において、心得やルールが守られない場合は、学校長及び顧問、部活動担当者が話し合い、活動停止等の措置を決定する場合がある。
 

【例】

  - ・部活動内で問題行動等が発生し、停止をすることで改善や抑止力になる場合。  
⇒問題が解決し、生徒の内省があり、改善されるまで停止。
  - ・下校時間が守られないケースが複数回見られた場合。  
⇒3回目で1週間の部活動停止。

## 8 入部手続きについて

- (1) 部への加入は任意加入とする。部活動への入部を強制しない。
- (2) 2, 3年生は4月14日(金)までに規定の用紙(入部届)に必要事項を記入し、保護者捺印の上、各学級担任に提出する。
- (3) 各学級担任は、入部届に確認捺印の上、部名が書かれた封筒に入れる。その封筒から各部顧問が取り出し、部員名簿を作成する。
- (4) 1年生は原則として、入学後3週間程度を見学期間(仮入部期間)とする。期間中、活動に参加してもかまわないが、各部顧問の指示で活動させるものとする。
- (5) 1年生については、見学(仮入部)期間終了後、4月26日(水)までに入部願いを担任に提出し、4月27日(木)【部活動集会】から本入部とする。校外のクラブに所属して、かつ本校の部への所属を希望する生徒(中体連主催大会の参加希望の有無にかかわらず)は、二重登録を防ぐため事前に顧問に申し出る。
- (6) 中体連参加区分確認書については以下の通りに取り扱う。
  - 1) 「参加区分」を【A学校】と選択した2, 3年生の生徒は、「参加区分確認書」に必要事項を記入し、各学級担任へ4月14日(金)までに提出する。担任は部名が書かれた封筒へ入れる。
  - 2) 「参加区分」を【B地域クラブ活動】と選択した2, 3年生生徒は、「参加区分確認書」に必要事項を記入し、所属する地域クラブ活動の責任者へ渡す。地域クラブ活動の責任者が必要事項を記載したものを、新年度開始4月14日(金)までに、当該生徒が各学級担任へ提出する。担任は部活動担当者へ提出する。
  - 3) 1年生は、入学後仮入部期間終了後4月26日(水)までに、上記1), 2)と同様の手続きを行う。
  - 4) 「参加区分確認書」は文化部や無所属生徒の生徒であっても、中体連主催大会(予選を含む)に参加する生徒は全員提出しなければならない。

## 9 退部・転部の扱いについて

- (1) 退部について
  - 1) 特別な事情を除き、3年生の運動部員は中総体を終えた時点で、文化部員は寺中祭や各種コ

ンクールが終了した時点で、活動のメインから退き、後輩が活動の中心となることが望ましい。

2) 部活動退部を希望するがあるときは、必要事項を記入して保護者捺印の上、退部届を顧問に提出する。顧問は確認捺印の上で学級担任に提出し、部活動担当者に報告する。

3) 前年度に部活動に所属していても、次年度に必ず入部届を提出すること。

(2) 転部について

1) 部活動を変えるときは、必要事項を記入し、保護者捺印の上、転部届を顧問に提出する。

2) 顧問は確認捺印の上で学級担任に提出し、部活動担当に報告する。学級担任は確認捺印の上、新顧問に提出する。新顧問が捺印し、了承した時点で転部が認められる。

3) 退部・転部を希望する場合は保護者、顧問(転部の場合は両顧問)、担任、本人で話し合いを持つことが望ましい。

(3) 入部手続き、転・退部手続き

1) 入部について



2) 退部について



3) 転部(再入部)について



※退部、転部の際には、担任、現顧問と十分に連絡を取った上で、学級担任が退部届を当該生徒に渡すこと。また、その後、新たな部活動に所属する場合も、入部届は担任が渡すこと。

## 1 0 部活動保護者会について

(1) 生徒や保護者とのつながりを密にするため、生徒指導上、また学校の方針等を理解してもらうために保護者の協力を得て、組織することが望ましい。

(2) 第一回保護者会は5月中に一斉に行うが、その後はそれぞれの部で必要に応じて開催する。

※第一回目は、全体会(体育館)→各部ごとの保護者会(各割り当て教室等)

## 1 1 部活動委員会について

(1) 必要に応じて、部長を招集して部長会議を行う。

(2) 部室の点検、管理、活動場所の管理の仕事を行う。

※最低でも月に1度は、部室の点検を行うこと。

## 1 2 運動部室について

(1) 部室の使用は、部活動以外では使用しないものとする。

(2) 部室に常時置ける荷物は部だけのものとし、私物や部活動に関係のないものは置かない。

(3) 「鍵」は顧問が管理する。または、部長が顧問から借りて使用することもある。

(4) 使用後は、部員全員で全ての場所を施錠、確認し、部長が顧問に鍵を返却する。その際は、最後まで必ず、顧問が責任を持って施錠の確認を行うこと。

(5) 部室内は常に整理整頓し、最低でも週に一度は顧問、部員で清掃し、清潔に保つこと。

(6) 部室内で落書きや器物破損があった場合は使用を禁止する。

### 1.3 部室配置図

- (1) 校舎南側 \*外使用の部活用

駅伝物品	旧石灰庫	陸上 女子	テニス 女子	旧ソフ ボール	体育 倉庫	サッカー	野球	テニス 男子	陸上 男子
------	------	----------	-----------	------------	----------	------	----	-----------	----------

- (2) 体育館ギャラリー

体育 倉庫	階段	バスケ 女子	倉庫	バレー 女子	バスケ 男子	男女 卓球
----------	----	-----------	----	-----------	-----------	----------

- (3) 武道館部室

剣道 女子	WC 女子	WC 男子	剣道 男子
----------	----------	----------	----------

### 1.4 廃部・休部規定

運動部においては、団体戦が組めない（規定人数に満たない）状況で次年度を迎え、1年間この状況が継続し、さらに翌年の募集において、1年生の新入部員数が団体戦を組む人数（規定人数）に満たなかった場合、該当の部活動は、この年の4月末日をもって廃部・休部対象として審議する。

- 例) 2021 市中総体で団体戦出場 その後、3年生が引退し団体戦が組めない  
2022 新入生が入部しても、団体戦に出場できない。（1年間継続）  
2023 4月末日 新入部員を募集したが、団体戦に出場できる人数に満たなかった。よって、廃部・休部として審議する。（ただし、個人で競技に参加できる場合は、この年の中総体出場は認める。）※注意…文化部においては、人数による廃部規定は特に設けない。

### 1.5 校庭および体育館の活動割り当てについて

- (1) 校庭を使用する部は、原則として野球、サッカー、陸上とする。
- (2) 体育館を使用する部は、原則としてバレーボール、バスケットボール、卓球部とする。
- (3) その他の部が校庭・体育館を使用したい場合は、直接顧問との話し合いを行うものとする。校庭および体育館の使用割り当てについては該当顧問間の話し合いによるものとする。
- (4) 屋外の部が、雨天時に屋内で活動する場合は、体育館ステージ、3Fの西側校舎(かやの実2前)、4F 東側廊下(調理室・被服室前)での活動を認める。ただし、安全第一を念頭に、顧問の管理の下、練習内容を工夫し、窓ガラスなど公共物の破損や衝突事故などのけがには十分注意し行うこと。

### 1.6 経費について

- (1) 経費は生徒会予算から補助する。
- (2) 部独自で一括して物品を購入する場合は学校長に申し出て許可を得る。

### 1.7 その他

- (1) 長期休業中や休日の部活動における服装は、学校指定の運動着、各部指定の練習着とする。登下校時も同様とする。
- (2) 用具や活動場所、部室については、常に整理整頓し、大切に扱うこと。
- (3) 怪我やトラブル防止のため、活動中は、だらしない姿での活動は禁止する。正しい着こなしで活動すること。
- (4) 部ごとに昼食を取る場合は、2に示した集会場所または、活動場所を使用すること。また、使用した際は、責任を持って後片付けを行うこと。
- (5) 各部、安全に留意し活動に取り組むこと。
- (6) 顧問は翌月の部活動予定を月末（25日）までに部活動顧問にデータを提出する。部活動担

当はその予定をホームページにアップする。

- (7) 中総体・コンクール後、引退した3年生の活動については、高校入試で実技試験が課されている生徒のみとし、原則参加はできない。
- (8) 3年生の、卒業式後の部活動参加は基本的に認めない。